



市の木／モクセイ

第2部 基本目標実現に向けた取り組み

▼新緑が待ちどおしい柳山公園

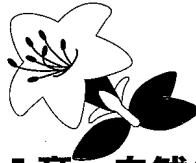


1章. 自然の保全・再生

2章. 潤い豊かな安心できるまちの創造

3章. 暮らし方の変革・

地球システムへの適合



1章 自然の保全・再生

(1節) 自然の水循環、多摩川の保全・再生

現状と課題

1. 地下水や多摩川の水質・流量

福生市は、古多摩川が形成した扇状地（現在の武蔵野台地）の縁にあたり、段丘崖線からの豊富な湧水、浅層地下水を利用するとともに、玉川上水から分水を引き、酒造等の地場産業を発展させてきました。現在、水道水などの水資源は、市内の深層地下水の汲み上げと多摩川の河川水を含めた水で賄われています。こうした水は、降水が上流部の森などで地下に浸透し、または河川に流出し循環しています。一方、近年の都市化に伴い、畑、田、林などが宅地や道路に変わり、降水の地下浸透が阻害され、自然な水循環が損なわれており、市内の湧水の幾つかも枯れてしまうなどの影響が出ています。

また、多摩川の水質は、以前、都市化に伴い生活雑排水等が増加し、都市下水路から未処理のまま放流される汚水（BOD¹⁾ 41.9mg/l、昭和51年度平均値、青梅・羽村都市下水路）の影響などで、本流（柳山公園下）でも BOD 8.8mg/l といった極度の水質汚濁状態にありました。こうした状況に加え、上流部での水道水などの取水もあり、羽村取水堰の下流では、渇水期に瀕切れ（断流）の状況も見られました。このため、福生市では昭和57年から多摩川の流量の改善に向け、旧建設省や東京都に対し要望を行い、関係者の協力もあり、平成4年から福生市の念願であった羽村堰からの放流が始まりました。

羽村取水堰からの2m³/秒の放流や、多摩川上流域下水道の整備・普及により、多摩川永田橋でのBODが1.45mg/l（平成14年度）と環境基準（A類型2mg/l）を達成するなど、水質は次第に改善しています。

今後、多摩川流域地域が連携し、下水道の整備・普及の促進を図るとともに、降水の地下浸透や利水の調整による河川維持水量の確保などを検討し、適切な水循環と清らかで水量豊かな川へ再生することが大切です。

2. 多摩川の河原の様子、河川生態系

多摩川は138kmの延長がある大河川で、福生市はその中流の50km程度に位置します。山地に近く勾配も急なため、氾濫を繰り返す暴れ川で、明治や昭和初期には、福生市の低地部でも堤防が決壊するなど大きな被害を受けたことがあります。

現在、多摩川の河原は、以前の砂利採取の影響や羽村堰等による砂礫の堆積の結果、永田橋付近では侵食され河床が低下しています。一方、下流の昭和用水堰付近では砂礫が堆積し、南公園への冠水被害を繰り返すなど、長期的には治水上の懸念があります。

1) BOD：生物化学的酸素要求量。河川水質の指標で数値が高いほど汚れていることを示します。

一度、変化させてしまった自然を元の状態に戻すのは、非常に長い年月がかかりますが、できるだけ自然な川の流れを確保しつつ、水衝部など危険性の高い箇所は予防対策を進めることが必要です。

昭和50年代では“死の川”と呼ばれていた多摩川も、水質・流量の改善につれて、水性昆蟲類や魚が戻りつつあります。しかしながら、以前は普通にあったカワラノギクなどの河原の植生が、洪水の頻度の減少により、ハリエンジュ²⁾などの高木が茂る状態へと様変わりし、移入種の魚なども観察されています。こうした中、多摩川河川生態学術研究会では国土交通省と協力し、河原の様子や河川生態系を一体的にとらえ、樹木の伐採や河道掘削などの手法により、川が本来持つ自然を再生するための方法を研究しています。

今後、治水・利水・環境のバランスのとれた多摩川の再生をめざし、生き物が棲みやすい環境を整えていくことが大切です。



▲清岩院・湧水



▲永田地区の多摩川の自然な流れ

1) カワラノギク：レッドデータブック～絶滅のおそれのある保護上重要な植物種及び植物群落～では危急種（絶滅が危惧される前段階）に指定され、多摩川などわざかな川にしか残っていません。カワラバッタなどの昆虫も含め“カワラ”の名がつく生き物の多くは、何年に1度の洪水で、植生が更新される場所に生きています。

2) ハリエンジュ：北米原産のマメ科の落葉高木。“ニセアカシア”とも呼ばれます。砂防のためや街路樹として植えられたものが、激しい勢いで野生化し、福生市の多摩川河川敷でも樹木の大部分を占めます。

3) 移入種：その地域の外部から人為的に持ち込まれた種。食用やペットとして移入され増殖したものや、輸入品に付着、混入するものがあります。天敵がないために大繁殖して本来の生態系に打撃を与える危険性があります。

第2部 基本目標実現に向けた取り組み

基本的な考え方

多摩川は、福生市にとり唯一まとまって残された水辺空間です。川が自らを形成する機能を損なわない形で、治水・利水・環境のバランスを保ち、以前のような清流と河原を再生するとともに、川と親しむことができる環境を整えます。また、緑地の確保をはじめ雨水の地下浸透等により自然な水循環を確保します。

環境管理指標	現況	短期目標	中期目標	長期目標
多摩川河原の状態	永田地区での河床復元実験	実験の継続	実験の検証及び拡大	礫河原の再生
	ハリエンジュー一部除去 カワラノギクの植栽	実験の継続	市民による植生管理	従来の河原の植生の復元
	昭和用水堰での堆積	状況の把握	対策の検討	対策の実行
河川維持水量	羽村取水堰放流水 $2\text{ m}^3/\text{秒}$	適正維持水量の把握	河川維持水量の調整	放流水の増大
生き物	中流域の水性生物	市民による水生生物調査の実施	調査の継続	清流域の水性生物の生息
地下水	湧水 8 地点	市民による調査の実施	保全対策の検討	保全、環境整備
雨水浸透マス設置	雨水浸透施設設置 助成金交付要綱	助成継続	助成継続	助成継続

■各主体の役割分担

市民・市民団体等	事業者	市
市民団体等は、自然観察会などの開催、活動体制の充実に努めます。市民は、水質の汚濁防止や雨水の地下浸透に努めるとともに、自然学習、清掃活動等への参加に努めます。	河川の水質を改善するため、汚染物質の混入防止や負荷量の低減に努めます。 また、地下水や雨水の適切な利用に努めます。	自然な水循環を守るとともに、流域自治体、国・都などの関係機関と調整を図り、多摩川の治水・環境保全についての取り組みを強化します。

第2部 基本目標実現に向けた取り組み

1. 自然の水循環、多摩川の水質・流量の改善

目標

- 羽村取水堰放流水の確保をはじめ、雨水浸透により地下水・湧水を保全するなど、渇水期にも豊かな流れがある川、安心して水遊びができる水質の確保をめざします。
- 降水の地下浸透を保つなど、湧水の保全・自然な水循環の確保に努めます。

取り組みの方向

市の具体的取り組み	(1) 河川水質調査の実施	(2) 流域下水道等の整備促進	(3) 水質汚濁防止の啓発	(4) 河川維持水量の確保	(5) 湧水地点の保護	(6) 地下水脈の保全
	多摩川及び都市下水路（雨水管排出口）で定期的な測定調査・分析を行い、河川汚濁防止のための基礎資料を得ます。 ●市調査（多摩川、下の川、都市下水路、本町幹線）の継続 ●多摩川合同採水調査への参加継続 ●市民による水質調査の支援	多摩川流域下水道計画に基づき、多摩川上流や支川での下水道（污水管、雨水管）の整備・普及を要請します。	油や界面活性剤など下水道（汚水）処理への負荷、側溝（雨水管）への洗車等による汚染物質の混入について、水質汚濁防止の啓発を行います。	適正な河川維持水量の確保に向けて、流域自治体（多摩川流域協議会）とともに、国土交通省や東京都の協議が進むように働きかけています。	清岩院（東京の名湧水57選）をはじめ、拝島段丘崖線（ハケ）に連なる湧水群、多摩川縁の湧水などを明らかにし、「東京都湧水等の保護と回復に関する指針」に沿い、湧水及びその周辺の自然環境の保護に努めます。 ●文化財保護条例などでの郷土的風景地としての指定の検討 ●市民緑地制度や地権者との協定などによる保護 ●湧水を利用した水辺の整備、自然観察学習機能の整備	開発工事や地下構造物による浅層地下水脈の分断を防ぐため、基礎データを得るとともに、「東京都環境確保条例」に基づき、開発等での指導に努めます。

第2部 基本目標実現に向けた取り組み

市 の 具 体 的 取 り 組 み	(7) 深層地下水の保全	過剰利用に伴う水位の低下などに対応し、深層地下水の適正利用を呼びかけていきます。
	(8) 雨水地下浸透施策の推進（地下水のかん養）	緑地の保護をはじめ、雨水浸透施設による雨水の地下浸透を促進し、湧水量の回復を図るなど地下水保全に努めます。 ●国や東京都と連携した道路の雨水浸透性舗装化の推進 ●公共施設駐車場での浸透性舗装化、公共施設での雨水浸透施設の整備 ●一定規模以上の開発行為における、開発指導要綱等による浸透性舗装化、雨水浸透施設の整備の義務付け ●一般宅地での雨水浸透マスの設置助成の普及
	(9) 雨水の一時貯留、利用の推進	雨水一時貯留施設の整備などで総合治水対策として洪水ピーク量の低減に努めるとともに、雨水利用による水資源の有効利用・節水に努めます。 ●公共施設での雨水貯留施設 ²⁾ の設置、雨水利用の促進 ●一般住宅での雨水貯留タンク設置助成の検討 ●宅地開発等大規模な開発での雨水一時貯留施設の設置指導
	(10) 水循環の学習促進	公共施設への水循環施設の整備及び学習機能を付加し、水循環のしくみの理解を深めます。 ●雨水利用や地下水保全など水循環を学ぶための設備等の整備
	(1) 多摩川流域一斉水質調査への参加	多摩川流域団体等と連携し、市民や学校が参加する水質調査に参加し、川の学習を進めます。
市民事業	(2) 漫水調査の実施	漫水群・井戸の実態調査（水みちマップの作成）や漫水地点の保護、水辺の活用などについて調査研究を行います。
	(3) 雨水利用研究の実施	事業活動での雨水利用による水道水節減に向けた実験、普及方策の研究を進めます。
	(4) 雨水地下浸透型宅地、駐車場の普及	事業者団体による建築主に対する雨水地下浸透施設整備への提案、普及方策の研究を進めます。

1) 雨水浸透性舗装：雨水を、すきまの多い舗装体内に浸透させる機能を持つ舗装のこと。雨天時夜間の視認性向上、水はね低減などの効果もあり、歩道に加え、車道部分も増えてきています。

2) 雨水貯留施設：洪水調節のため、雨水が川へ流れ込む量を一時に抑え、貯留させる施設。防火水槽として墨田区で設置している「天水槽」や「陸地槽」が有名です。

第2部 基本目標実現に向けた取り組み

2. 多摩川の防災、河川生態系の保全

目 標	●河川の長期的な変化を踏まえ、治水・利水・環境のバランスのとれた川づくりを要請するとともに、市民の防災意識の高揚や河川への理解を高めます。 ●瀬や淵のある河原、カワラノギクなどの植生、清流に棲む魚や鳥など以前の多摩川の自然の復元をめざします。 ●多摩川の自然を理解し育む、自然環境学習や清掃活動、川遊びがさかんになることをめざします。
--------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

取り組みの方向

市 の 具 体 的 取 り 組 み	(1) 水害予防対策	流域自治体（多摩川流域協議会）とともに、用水堰による土砂堆積の影響を把握する研究や除去について、多摩川整備促進協議会を通じて国土交通省等へ働きかけていきます。 ●昭和用水堰の改良等による土砂堆積防止研究及び土砂除去 ●五日市線下流等の洪水に対する安全性の確保
	(2) 河川防災施設の整備	護岸などの防災施設の補修・補強について、国土交通省に働きかけていきます。なお、防災施設の整備にあたっては生態系等に配慮した工法を要請します。
	(3) 防災意識の高揚	防災マップの普及などで防災意識の高揚に努めるとともに、国土交通省の多摩川浸水想定、インターネットによる水位情報など防災情報のPRを進めます。
	(4) 歴史的河川土木施設の保全	多摩川に残された霞堤 ¹⁾ など河川土木施設などについて、関係機関とともにその成り立ちを調査するとともに、文化的価値が高いものは説明板等の設置を検討します。
	(5) 川の自然観察会、植生管理等の促進	環境学習プログラムを整備し、自然観察会などの開催を通して、川とその周辺の自然環境への理解を深めます。 ●研究者等を招いた学習会の開催 ●環境学習プログラム成果の出版など ●市民団体等による学習会、植生管理等への支援

1) 霞堤：武田信玄が考案した築堤工法と言われ、信玄堤とも呼ばれます。下流に向かって逆八の字を重ねるように堤防をつくり、流水の一部を逆流させ、勢いを弱めるなど、急流河川で大きな洪水被害を防ぐ効果があります。

市の具体的取り組み

第2部 基本目標実現に向けた取り組み

(6) 学習活動支援体制の整備	国土交通省京浜河川事務所の多摩川リバーミュージアム構想と連携を図り、学校での環境教育の推進や市民の自然体験活動の促進のため、市民団体等との連携の上、専門的な立場から河川学習や体験を支援する体制を整えます。 ●水辺の楽校事業の推進 ●市内の自然を生かした環境学習の推進
(7) 生物調査の実施	多摩川の生き物調査を実施するとともに、生態系のかく乱につながる要因の把握、是正対策、啓発に努めます。

市民事業

(1) 治水史の研究	明治の大洪水の様子や震堤の研究など、川と人々のつきあい方を調査します。
(2) 生態系調査・自然観察の展開	研究機関等と連携し、多摩川の生態系調査を継続します。また、その結果等を踏まえ市民を対象とした観察会・学習会等を開催します。
(3) 学習支援体制の強化	市や関係機関と協力し、生態系調査の実施、水辺の楽校の運営、学習プログラムの開発、指導スタッフの養成などに取り組みます。
(4) 河川清掃や植生管理の展開	河川一斉清掃やニセアカシアの伐根による河原植生の再生などに取り組みます。
(5) 漁業協同組合による学習支援	漁業協同組合等は、在来魚種の保護増殖研究に努めるとともに、水辺の楽校などでの指導・協力をしています。

1) 多摩川リバーミュージアム：国土交通省「多摩川水系河川整備計画」（2001年3月策定）のプロジェクトで、多摩川をまるごと博物館ととらえ、市民団体等と協力し、自然、歴史、文化など多摩川のもつ価値や防災情報を共有・学習できるシステムの整備を進めています。
詳細：<http://www.tamariver.net>

2) 水辺の楽校：身近な川を利用し、環境学習や自然体験、遊びの場として活用されるような仕組をつくるため、国土交通省が平成8年からはじめた事業です。多摩川流域では川崎市、狛江市、日野市（浅川）等にあります。NPO等と自治体との協力により推進協議会を組織し運営します。

■多摩川でのイベントのひとコマ



▲多摩川沿いのウォーキング
(柳山公園付近)

▼春の多摩川桜まつり

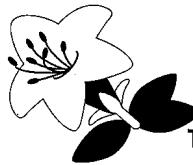


◀大たこ大会（多摩川中央公園付近）



多摩川での水防訓練体験▶





1章 自然の保全・再生

(2節) 都市の自然の保全・再生

現状と課題-1

1. 4つの自然軸（連続した樹林地）の保全

福生市では、もともと畑が多く、林が少ない状態でしたが、昭和40年代からの急激な都市化により、樹林地や水田・畑の多くが失われ、市街地へと変わっていきました。林地面積の割合は昭和12年に30%程度であったものが、平成14年には3%を切る状態までに減り、多摩地区の中でも林の少ない地域となっています。こうした中で、現在、樹林地の特徴的な骨格は、標高が高い順に、立川段丘崖（文化の森など）、玉川上水（天ヶ瀬段丘－拝島段丘－立川段丘と段丘面を昇る形で開削）、拝島段丘崖（下の川緑地など）、多摩川沿い（中央公園など）の4つの帶として分布しています。これらは平坦な台地上の樹林地は開発が容易であったことに比べ、崖線（ハケ）は急傾斜地であり、開発が困難であったこと、また、玉川上水の管理上の必要性やハケ・河川敷の都市公園指定など保全の努力により、ようやく残されてきたものです。

現在もなお、市街化の圧力は強く、民有地の樹林は次第に宅地や駐車場等へと変わりつつあります。市民の健康を支え、生き物が生息できるみどり豊かな都市基盤として、連続した樹林地を残していく取り組みが重要です。



▲玉川上水付近の樹林

現状と課題-2

2. 都市の自然生態系の再生

現在、福生市には、運動施設を含む大規模な地区公園・近隣公園（7.88ha）、多摩川を中心とした都市計画緑地（65.62ha）や、身近な街区公園が37箇所（6.99ha）あります。また、社寺林、農地（生産緑地）、屋敷林や生垣などの住宅の緑などがあります。

4つの自然軸をはじめ、公園・緑地等は人々の憩いの場であるとともに、様々な植物、昆虫、動物などが作る自然生態系を構成し、都市の中の希少な自然となっています。台地上の樹林は、エゴノキやクヌギなどの落葉樹を中心とした雑木林、拝島段丘崖線ではアラカシの大木やヤブツバキなどの低木が混じる斜面林であるなど、それぞれの特徴を有しています。また、都市公園として整備されている場所では、色々な種類の木々の植樹が行われ、芝生広場やグラウンドなどが多くを占めています。

こうした様々な種類の緑は、雑木林では萌芽更新¹⁾、斜面林では朽ちかけた大木の除去、公園では草地の管理などの手入れが必要となります。現在、市民の手による萌芽更新や自然観察会などが行われており、こうした活動が広がり、身近な緑の適正な管理が行われるように努めることが必要です。また、自然生態系の保全の観点から、公園等における自然再生の取り組みや、様々な利用意向の調整を図るなど、自然と共生できる都市をめざすことが大切です。

1) 萌芽更新：クヌギやコナラなどの落葉樹は、10～20年に一度、伐採すると切り株から新しい芽がめぐら（萌芽）、また成長を始め、もとの木（更新）に戻ります。これをくり返し、木を維持する方法を萌芽更新と言います。



▲水くらいど公園

第2部 基本目標実現に向けた取り組み

基本的な考え方

市に残された緑地は、市民の憩いの場であるとともに、ヒートアイランド現象を緩和する機能、生き物の希少な棲家であるなど多様な役割を担っています。福生市の自然条件や市民ニーズに合うように利用・管理のあり方を再考するとともに、緑の基本計画等に沿い、4つの樹林軸の保全、公園等を生かした都市の自然生態系の保全を図ります。

環境管理指標	現況	短期目標	中期目標	長期目標
一人当たりの都市計画公園・都市緑地面積	13.91m ² （一人当たり面積） 平成10年4月調査	拡大	14.54m ² (平成22年)	15.00m ² (平成32年)
緑地面積・割合	363ha (35% : 都市計画区域での割合) 平成10年4月調査	拡大	380ha (36%) (平成22年)	おおむね 380ha(37%) (平成32年)
公園での市民による樹木の管理	萌芽更新グループの組織化	1箇所	2箇所	4箇所

各主体の役割分担

市民・市民団体等	事業者	市
市民団体等は、自然観察会などの開催、活動体制の充実に努めます。 市民は、緑のもつ公益的機能の理解に努めるとともに、自然学習、樹木の手入れ等への参加に努めます。	開発等において既存の樹木等ができるだけ残すよう努めるとともに、自然生態系に配慮した緑化に努めます。	緑の基本計画に沿い、都市公園・緑地の確保・整備を進めるとともに、自然生態系等に配慮した緑の管理に努めます。

1) ヒートアイランド：大都市では夏、エアコンなどの排熱が気温を上昇させますが、コンクリートやアスファルトに覆われているため水分蒸発による温度低下がない状態となっています。日中蓄えた熱で夜間気温が下がらない状態となり、等温線を描くとあたかも都市を中心とした「島」のように見えることから、ヒートアイランド現象と呼ばれています。

第2部 基本目標実現に向けた取り組み

1. 4つの自然軸の保全

目標

- 福生市の自然の骨格となる立川段丘崖線、玉川上水、拝島段丘崖線、多摩川の4つの樹林帯の永続的な保全に努めます。

取り組みの方向

市の具体的取り組み

(1) まとまった樹林地の公有地化	自然度の高い樹林地の連続性を保つため、計画的に公有地化を進め、都市計画公園や都市計画緑地として確保していきます。 ●立川段丘崖の緑地（〈仮称〉原ヶ谷戸緑地の整備） ●玉川上水沿いの緑地（みずくらいど公園の拡張など） ●拝島段丘崖の斜面林（〈仮称〉下の川緑地などの整備拡充、東京都に対する片倉跡地の熊川分水を活かした整備の要請）
(2) 樹林地等の開発抑制・保全	当面、公有地化が困難な場合や社寺林など公有地化がそぐわない場合について、都市緑地保全法に基づく緑地保全地区の指定、保存樹林制度や市民緑地制度を利用するなど、永続性の高い方法で保全します。また、所有者の協力に対し、固定資産税や都市計画税の減免などを行います。 ●玉川上水（歴史的環境保全地域）の緑地保全地域指定 ●福生市の緑を守り育てる条例などによる保存樹林の確保



▲市内小学校生徒の緑を育てるポスターより



第2部 基本目標実現に向けた取り組み

2. 都市の自然生態系の再生

目標

- 公園緑地の拡大を図るとともに、自然生態系に配慮した整備・管理をめざします。
- みんなの緑として、市民による樹林や草原の管理・運営等が拡大するよう努める
- とともに、多くの市民が自然に関心を持ち、楽しむようになることをめざします。

取り組みの方向

市の具体的取り組み	(1) 街区公園等の整備
	<p>緑の基本計画に沿い、市街地の身近な公園を計画的に整備するとともに、新たな緑地の確保に取り組みます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●街区公園の整備 ●公共用地を利用した緑化モデル庭園など緑地の検討
	<p>都市計画公園や都市緑地などの樹林地や草地などについて、その場所にあった自然の質を保つとともに、生物多様性を高めるため、自然を再生する取り組みを推進します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●市民が参加する萌芽更新の促進 ●生き物の棲みかとしての公園敷地の一部立ち入り禁止区域の設定 ●(仮称)原ヶ谷戸緑地等での森林遷移モデル実験区域の設定 ●南公園での自然観察の場、親水の場の確保のため、自然再生事業の実施 ●河川敷公園への田んぼ・湿地の確保 ●自然再生ガイドラインの研究
	<p>街中の身近な自然を確保・創出するため、生き物の生息・生育場所(ビオトープ)を創ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●小公園での水辺の創出などビオトープ²⁾の確保 ●公共施設や学校での接道部緑化(生垣化)や学校の森づくりの推進 ●熊川分水を活かした水辺のポケットパークの設置 ●保存樹木指定、生垣補助の拡充

1) 遷移(セグゼーション): 植物群落が時間の経過に伴って変化していく現象のことです。福生市が属する気候帯・標高では、最初、草地だったものは、次第に赤松などの明るい林へ、さらにクヌギなどが混じる落葉樹林となります。やがてシラカシやアラカシなどが育ち、白樺に弱い松木も枯れ、シラカシなどが優占する常緑樹林へと変わっていきます。常緑樹林はその後ずっと安定した状態で保たれ、この段階を極相(クライマックス)といいます。この極相の状態を潜在自然種とよび、その気候帯での最も安定した森林となります。

2) ビオトープ: ドイツ語のBio(生物)とTop(場所)の合成語で、野生生物の生息場所のことです。一つの生態系を構成する多種類の動物・植物が生息・生育できるまとまりを持った環境を意味し、特にこうした環境が損なわれてきた都市部等で、著しく人工的な水辺の改良や、新たに整備するなどが取り組まれています。

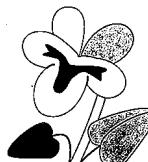
第2部 基本目標実現に向けた取り組み

市の具体的取り組み

(4) 生態系に配慮した緑の管理	<p>気候帯や歴史的経緯などから本来あるべき自然の再生に向け、管理の仕方を工夫し手入れを促進します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●自然度の高い斜面林での適正な管理を進める調査・研究の推進 ●植生の踏み荒らしを防止するためのガイドルート・観察ルートの設置 ●河川敷・緑地での在来種を残す草刈など草地管理 ●落葉樹の実生を育てる場の設置及び育成 ●公園・街路樹等での在来種の植栽の徹底
(5) 生態系の調査・研究の推進	<p>市に生息する生き物について、市民と専門家による調査チームを組織し、生物現況調査を行い、生態系保護の基礎資料とします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●生物現況調査の実施(植物、昆虫、野鳥、哺乳類など) ●移入種の計画的な排除を行うマニュアル等の作成
(6) 自然のしくみの理解	<p>雑木林の維持による生物多様性や地下水保全などの役割について、研究成果を蓄積し、市民へ情報提供します。</p>
(7) 学習活動支援体制の整備	<p>生態系や生物多様性などの調査・学習や環境情報の発信など、様々な活動を展開する場の整備を検討します。</p>

市民事業

(1) 萌芽更新活動への参加	武蔵野の林の特徴(コナラ、クヌギなどの明るい林)を維持するため、萌芽更新活動に取り組みます。
(2) 市民による緑の管理・自然観察会の開催	<p>市民が参加した緑の管理や自然観察会を進めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●地域の草花樹木選び及び植栽管理(柳山公園での彼岸花育成など) ●公園内の田んぼやビオトープの管理 ●落ち葉や生垣等の剪定枝の堆肥化(小公園での堆肥化施設の管理) ●市民の手による自然観察会等を実施
(3) 生物カレンダーの作成	昆虫や野鳥などの初認日、植物の開花日などの生き物の季節暦情報を収集し、生物カレンダーを作成・情報提供します。
(4) 事業所緑地の市民開放	事業所敷地の緑地について、市民・地域への開放の可能性に取り組みます。



2章 潤い豊かな安心できるまちの創造

(1節) 福生らしい景観、資源を活かすまちづくり

現状と課題－1

1. 街並み景観

福生市では、多摩川、玉川上水、数多くの社寺、屋敷林、国道16号沿いの商店街などを「ふっさ十景」として指定しています。また、街角への彫刻の設置などに努めてきました。

都市化の進展とともに、畠や水田などの農村風景や屋敷林なども次第に少くなり、まちの表情が画一的なものになってきた面があります。福生を特徴づける景観は、その自然的、歴史的沿革から形成されてきたものであり、人と自然が作りだしてきた都市環境に他なりません。景観を保全・創出することは、生態学的景観の保全や歴史的なかかわりを大切にすることであり、福生らしさを保つ重要な取り組みといえます。

一方、道路沿線等では捨て看板や張り紙などが溢れていますが、これらは景観を阻害するとともに、不要物の放置でもあり、広くごみの不法投棄などにも影響していく問題です。河川敷などのレジャー客によるごみの散乱、街中のごみのポイ捨ても多く、こうした問題に対処し、美しい地域環境を保つことが必要です。



▲中福生通りの街並み

現状と課題－2

2. 玉川上水、分水等

玉川上水は、1653（承応2）年、羽村取水堰から新宿区（四谷大木戸）までの43km（92mの標高差）におよぶ上水路として造られたもので、現在も、羽村取水堰で多摩川から17.2m³/秒を取水し、東京都水道局小平監視所まで飲料水の導水路として使われています。玉川上水は、我が国の土木史の中でも重要な位置を占めるなど高い歴史的価値を持ち、将来にわたり保存していく必要があることから、開削350周年を迎えた平成15年に、文化財保護法に基づく国の史跡となりました。一方、玉川上水に沿った遊歩道は、福生市を除く沿線で整備されていることもあり、遊歩道の連続化が市内外から望まれています。ただ、福生市の玉川上水沿岸は住宅地として開発されている関係もあり、長期的な視点の中で、関係機関と連携し、遊歩道の確保に向けた工夫を検討していくことが求められます。

また、玉川上水からの分水である熊川分水（総延長2075m）は、1791（寛政3）年の幕府に対する分水許可願いから様々な曲折を経て、1890（明治23）年に完成しました。当時は酒造のための精米用、織糸用、水車動力、飲用、水田用水などに使われていましたが、現在ではそうした用途もなくなり、水路の暗渠化などが進んでいます。この他にも田村分水等もありますが、今後、歴史的な資源や都市の中の小さな自然として、可能な限り保全・活用していくことが望されます。



▲玉川上水の流れ（五丁橋付近）

第2部 基本目標実現に向けた取り組み

基本的な考え方

長い歴史の中で形作られてきた街の様々な表情は、市民の暮らしの中で散策の楽しみや潤いのある雰囲気をもたらす大切な生活環境です。美しい都市景観の確保や、玉川上水や熊川分水などを活かした福生らしさを大切にしたまちづくりを進めます。

環境管理指標	現況	短期目標	中期目標	長期目標
景観協定等	都市計画マスター プランに基づくまちづくり	都市景観条例 制定	条例に基づく 景観管理	福生らしい 景観形成
		都市景観基本計 画策定	修景整備 地区計画等の 推進	
散策ルートの 設置	多摩川堤自転車道 <仮称>下の川緑地 散策道 殿ヶ谷分水緑道	玉川上水等への 歩行ルート案内 板の設置	散策ルートの ネットワーク化	緑化推進重点地区 「田園・熊川地区」 等での歩行者散策 ルートの設置

各主体の役割分担

市民・市民団体等	事業者	市
市民団体等は、街並み探検活動などを展開し、福生らしい景観の発見・継承に努めます。 市民は、景観協定の締結など地区の良好なまちづくりに努めるとともに、環境美化活動等への参加に努めます。	開発、屋外広告物や建築物意匠において地域の自然的・文化的景観に配慮した整備に努めます。	福生らしさを大切にする景観形成の整備方向を確立するとともに、景観資源を保存する取り組みやその指導に努めます。また、散策ルートの設置や地区計画等の樹立への支援に努めます。

第2部 基本目標実現に向けた取り組み

1. 景観まちづくり

目標

- 自然と歴史的環境に調和した景観を保ち、福生らしさを大切にした美しいまちなみ形成をめざします。
- 市民によるまちの環境美化活動の促進をめざします。

取り組みの方向

市の具体的取り組み	取り組みの方向
(1) 景観条例等の制定	福生の原風景の保全や緑が豊富な安らぎのある生活の景色を保つため、望ましい都市景観の形成方向を明らかにし、景観上の規制や景観づくりを進める方針を確立します。 ●都市景観条例の制定、都市景観基本計画の策定
(2) 自然・歴史・文化的景観資源の保全・活用	自然・歴史的景観資源を生かし、愛着の持てる地域づくりを進めるため、その場の雰囲気を保つとともに、歴史や「謂れ」などの解説板、案内図等の設置を促進します。 ●基本となるサイン計画の確立 ●史跡、歴史的建造物、通り等への解説板、案内図等の設置の促進 ●玉川上水など歩行ルート案内板、埋め込式案内板の設置 ●田村分水、田用水の流路などへの案内板等の設置 ●大木や銘木など保存樹木の指定促進
(3) 屋外広告物の規制	道路沿線の捨て看板、街中の張り紙など景観障害物の規制、指導、撤去を進めるため、条例等の制定を調査検討します。 ●違法屋外広告物の規制、指導、撤去 ●市民による撤去活動のしくみづくり
(4) 清潔で美しいまちの維持	清潔で美しいまちを保つため、環境美化のルールを徹底するとともに、公共空間の管理の促進に努め、ごみが捨てられにくい環境を維持します。 ●環境美化の啓発、条例等の制定検討（ポイ捨てや歩きタバコの防止、落書きの防止、ペットのしつけの徹底、ドバトへの餌付けの自粛など） ●ごみ不法投棄の早期除去の徹底及び公園・河川敷の適正利用の呼びかけ ●市民による環境美化活動への支援（地区清掃、一斉河川清掃、分水堀さらいなど）

第2部 基本目標実現に向けた取り組み

市民事業	(1) 福生らしい景観の調査 街の趣の継承や良さの温存に向け、街並み探検や街角10景の選定、市民の視点からの景観ガイドラインの作成などを進めます。
	(2) 環境美化活動の展開 市民による環境美化活動を進めます。
	(3) 商店街等での景観協定 商店街組合等での統一的な景観や雰囲気づくり、緑化等に向けた調査研究、ガイドラインづくりを進めます。



▲奥多摩街道新橋付近の街並み



▲中福生公園付近の街並み



◀ 国道16号線付近の街並み

第2部 基本目標実現に向けた取り組み

2. 玉川上水などを活かしたまちづくり

目標

- 玉川上水や熊川分水など、上水のまちの歴史性・雰囲気を生かし、潤いのあるまちづくりを進めます。

取り組みの方向

市の具体的取り組み	(1) 玉川上水沿いの遊歩道化 玉川上水の国史跡指定を受け、歴史的環境と自然環境の保全を基本に、歩行ルートの確保（遊歩道化）をめざした取り組みを進めます。 <ul style="list-style-type: none"> ●玉川上水沿い遊歩道の確保・連続化についての管理団体（東京都）に対する要望 ●歩行ルート案内板、埋め込式案内板の設置、休み処、トイレなど環境整備の促進 ●「玉川上水景観基本軸の景観づくり基準」（東京都景観条例）に基づく良好な景観の維持、景観づくりの促進 ●水喰土下流の掘り跡地の調査・記録保存、残存する堤の現状保存
	(2) 散策路のネットワーク化 緑の多い安心して歩ける道をつなぎ、散策路のネットワーク化をめざします。 <p>（玉川上水など4つの緑の軸に連なる緑地、小公園、社寺、学校の森、崖線の坂道、緑道化された通学路・生活道路、街路樹の茂る幹線道路などのネットワーク化）</p>
	(3) 熊川分水を活かすまちづくり 熊川分水を活かしたまちづくりを進めるため、水路の保存や水辺の環境整備に努めます。同時に安全な歩行空間となるようなモデル的な取り組みに努めます。 <ul style="list-style-type: none"> ●熊川分水の文化的、自然的な価値を再発見する講座等の開催 ●熊川分水保存会等の組織化に向けた支援 ●景観協定の締結、地区計画などによる保全・修景ルールの確立 ●通過車両の抑制に向けた交通規制や道路形態の改善 ●水辺などを活用したポケットパークの整備（熊川神社周辺、どうどう橋など）

市民事業

(1) 散策路ルート調査

玉川上水の散策ルートを選定する街並み探検調査やマップづくりに取り組み、歴史的資源など地域の良さを大切にする意識を広めます。



2章 潤い豊かな安心できるまちの創造

(2節) 安心して歩ける道・緑のまちづくり

現状と課題－1

1. 道路等

福生市の道路は国道16号（東京環状）をはじめ、主要地方道の奥多摩街道や五日市街道、一般都道が骨格となっています。こうした幹線道路は交通量が増大し、渋滞する傾向が続き、住宅地の生活道路などへの通過車両の増大、交通安全上の問題を引き起こしています。

また、歩道が整備されていない場所も多く、高齢者、障害者、幼児等にとって歩きにくい状況が続いている。

こうした状況は、車の通行を優先する都市づくりが長らく続いてきた結果ですが、排気ガス等の公害や二酸化炭素の排出などによる地球温暖化、ヒートアイランド現象なども踏まえ、都市構造のあり方を再考する時期に至っています。今後、そこに生活する多くの市民の公共空間として、安全対策をはじめバリアフリー対策、緑の軸としての空間、自転車のまちづくりを進めるための整備など、安全と環境を優先する都市機能として整備していくことが必要です。



▲国道16号線付近の街並み

現状と課題－2

2. 都市緑化、農地保全

福生市の公園面積は少なくありませんが、市街化率が極めて高い状況から、公園等の計画的整備とともに、公共施設の緑化、街路樹の植栽、住宅等の緑化など、都市緑化への取り組みが重要です。こうした取り組みにより、少しでも雨水の浸透箇所を保つことやヒートアイランド現象の緩和、潤いある緑豊かな市街地の形成をめざす必要があります。

地域の公園などの管理は、市民の力や考え方を尊重し、自分たちで手入れしていくことにより、自律的なコミュニティ形成につなげていくことも大切です。

他方、生産緑地は非常に少なく、畠が減少するとともに田は数枚を残すのみとなり、身近に農業を知る機会もあまり多いとは言えない状況にあります。都市農業の進展のため、直売ガレージセールや花卉の生産委託、市民農園等の確保を進めてきましたが、こうした取り組みを推進するとともに、市民参加による都市農業の方向を再考し、持続的な確保をめざすことが大切です。



▲花いっぱい運動

第2部 基本目標実現に向けた取り組み

基本的な考え方

道路は、車の通行だけではなく、歩く人や車いすの人、自転車などが安全に通行でき、木陰や脇のある公共空間として機能することが大切です。車優先の都市から、全ての人にやさしい、環境に配慮した都市構造の創造をめざします。また、都市緑化の推進や都市農業の確保により潤いのある市街地形成をめざします。

環境管理指標	現況	短期目標	中期目標	長期目標
バリアフリー	歩道整備 25,353.7mなど	バリアフリー 推進計画の策定	重点箇所のバリアフリーの推進	地域バリアフリーの推進
コミュニティ 道路延長	127,881m	交通規制等 社会実験の実施	重点路線での交 通規制等の実施	コミュニティ ゾーンの形成
接道部緑化	保存生垣指定 190箇所（福生 市の緑を守り育て る条例）	生垣助成要件の 緩和	生垣助成の拡大	生垣助成の 拡大
生産緑地・市民 農園面積	生産緑地 77,350m ²	生産緑地の保全 活用	市民農園の確保 生産緑地の保全 活用	市民農園の確 保 生産緑地 の保全・活用

各主体の役割分担

市民・市民団体等	事業者	市
市民団体等は、街並みバリア調査や都市農業を守る活動などを展開し、まちづくり活動の促進に努めます。市民は、生垣緑化などに努力するとともに、安全な道路の確保に向けた地域の合意形成や身近な道路・公園管理への参加に努めます。	店舗、事業所、駅等でのバリアフリーを促進するとともに、事業所緑化に努めます。また、安全に買い物ができる商店街の形成などに努めます。	地域バリアフリーを推進するとともに、歩行者の安全、車の円滑な交通を図る道路整備・改善を進めます。また、都市緑化に向けて、街路樹、公共施設の緑化をはじめ、住宅や事業所の緑化が進むよう工夫します。

第2部 基本目標実現に向けた取り組み

1. 安心できる道路・都市施設の整備

目標

- 車優先の道路、都市構造から、緑があふれ、人にやさしい道づくり、まちのバリアフリーをめざします。

取り組みの方向

市 の 具 体 的 取 り 組 み	(1) 地域バリアフリーの 推進	福生市バリアフリー推進計画に基づき、東京都福祉のまちづくり条例 ¹⁾ 、ハートビル法 ²⁾ 、交通バリアフリー法 ³⁾ を踏まえ、市民、事業者、行政の協働により、まちのバリアフリーを総合的に進め、誰もが安心して生活し、移動できる都市づくりをめざします。 <ul style="list-style-type: none"> ●街並みバリア調査など実証機会の確保、学校での体験学習機会確保 ●公共交通施設のバリアフリー ●福生駅周辺など重点地域でのバリアフリー先行整備 ●押島駅ご線橋・階段等の改善、自由通路等の整備 ●高齢者等の移動に配慮した都市施設の整備（坂道へのパケットパーク（お休み処）、手すり等の設置、多摩川堤自転車歩行者専用道路の改善要請）
	(2) 緑の軸・地域バリア フリーの軸としての幹線 道路の整備	国土交通省や都と連携し、交通の円滑化をはじめ、地域バリアフリーの軸及び緑の軸として、幹線道路の計画的な整備を進めます。 <ul style="list-style-type: none"> ●国道・都道・都市計画道路（東京都施行）の早期整備要望 ●バリアフリー化の要望（ゆとりのある歩道・自転車レーンの確保、横断橋から横断歩道への変更） ●緑化・環境保全対策の要望（街路樹植栽、雨水浸透性舗装化（または保濕性舗装化）） ●市施行（管理）都市計画道路の路側帯の改良（歩道・自転車レーン・植栽帯の確保）

1) 東京都福祉のまちづくり条例：平成7年に施行。不特定かつ多数の人が利用する建築物、道路、公園、公共交通施設等の一般都市施設について整備基準が定められています。

2) ハートビル法：「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律」（平成6年制定）。公共性の高い建築物について、高齢者や障害者等が円滑に利用できるよう、建築主への指導、説明等の総合的措置を講じています。

3) 交通バリアフリー法：「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律」。駅やバスターミナル、車両などのバリアフリー化を進めるとともに、区市町村の交通バリアフリー基本構想に基づき、駅などを中心とした地区においての重点的・一括のバリアフリー化の推進を求めています。

第2部 基本目標実現に向けた取り組み

市の具体的取り組み	(3) 中心商業地区の安全化・快適化	商店街、関係機関と連携し、駅周辺商業地域の再生をめざし買い物・交流の街づくりを進めます。 ●中心商業地区的歩行者専用空間化など賑いの創出（〈仮称〉福市場づくりの検討、トランジットモール化に向けた社会実験、街並み誘導型地区計画などによる商店街づくりの研究、駅への一般車両侵入制限に向けた調査研究） ●まちづくり活動活性化への支援（福生市商店街振興プランの推進、コミュニティビジネスの育成）
	(4) 生活道路の安全化	地域や警察署と連携し、交通規制、道路構造の改善など様々な工夫により、生活道路の交通安全・バリアフリーを推進します。 ●コミュニティ・ゾーン形成事業 ²⁾ による総合的交通安全対策の実施（通過車両抑制のための交通規制社会実験） ●安全化に向けた道路改良（歩道確保、路側帯カラー舗装、電線等の地下埋設、速度低減施設の整備）
	(5) 道路里親制の導入	道路里親制の導入などにより、市民の維持管理の参加の場を設けます。（歩道側の清掃、花いっぱい運動、植え込みの管理、違法広告物の撤去など）
	(6) 住宅の耐震化の促進	震災時の建替え補助制度の研究（予め耐震補強をした住宅が被災した場合に、建替えを補助する制度）

(1) 街並みのバリア調査	障害のある人などの移動の不自由さを実感し、街の様々なバリアが無くなるように、街歩き調査などを進めます。
(2) 地域通貨等の導入	まちを良くして行くための小さな取り組みの促進・交換をめざし、地域通貨の導入などを研究します。
(3) 商店街による取り組みの促進	買い物などがしやすい商店街づくりに向けた調査研究、歩行者天国の実験などを進めます。

1) トランジットモール：中心街の通りを、一般の車両通行を抑制した歩行者専用の空間とし、バス等の公共交通機関だけが通行できるようになした街路のことといいます。なお、国土交通省では、中心市街地への車の流入を制限し、「まちの賑わい」の創出を目指した「トランジットモール」について、積極的に取り組む地域を募集し、その支援を行っています。

2) コミュニティ・ゾーン形成事業：国土交通省のモデル事業で、住宅地や商店街などの区域内に入り込む通過交通を抑制するため、道路管理者と交通管理者及び地域住民等が協議して、ソフト的対策（最高速度の規制などによる交通規制等）やハード的対策（ハンプや狭さによる物理的速度抑制）を組み合わせた総合的交通安全対策をする事業です。

第2部 基本目標実現に向けた取り組み

2. 緑豊かな優れた居住環境づくり

目標

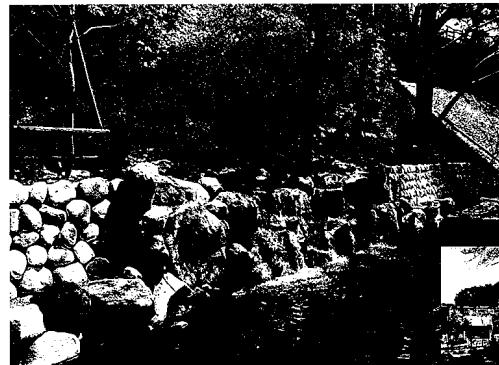
- 潤いある居住環境の確保をはじめ、ヒートアイランド対策や健全な水循環を確保するため、都市緑化や農地の確保による緑豊かな市街地の形成をめざします。
- 公園・緑地など公共空間について、市民共有の財産として、地域で維持・管理を行うコミュニティ活動の促進をめざします。

取り組みの方向

市の具体的取り組み	(1) 住宅や事業所などの緑化	緑あふれる市街地形成のため、住宅や事業所等の緑の保存・維持・創出につながる施策を総合的に展開します。 ●保存樹木の指定、生垣助成の拡大（助成要件の緩和、新規生垣化、屋上・壁面緑化への助成検討） ●宅地開発指導要綱による生垣化、公園用地確保など緑化指導 ●地区計画等による緑化協定の促進（熊川神社周辺のモデル地区計画） ●緑化相談・学習の充実（緑化モデル庭園の検討、外から見える庭〈オープンガーデン〉づくりの普及） ●小公園等を利用した枝木、落ち葉・草のリサイクルの推進（堆肥化、チップ材化など一時貯留・資源化システムの構築）
	(2) 公共施設等の緑化	公共施設については、可能な限り緑地を確保するとともに、緑化を推進します。 ●公共施設の緑化の推進（接道部の生垣化、駐車場緑化、ポケットパーク等の確保、市役所新庁舎の緑化、季節の草木や香りのする樹木の植栽、学校の森づくりの推進） ●寄付樹木制度の確立（不要となった樹木の引き取り・公共施設や必要な人への情報提供） ●どんぐり銀行による実生、成長樹木の公園・学校・公共施設への植栽
	(3) 農地（生産緑地）の保全・確保・活用	生産緑地など農地を保全するとともに都市農業への支援策を検討します。また、市民農園としての借り上げ、農業体験の場の確保に努めます。 ●生産緑地等の維持、庭先販売など地産地消の促進に向けた支援 ●市民農園の確保、大規模な公園内への農業体験の場（水田など）の確保

第2部 基本目標実現に向けた取り組み

市の具体的な取り組み	(4)市民による公園等の維持管理の促進 「市民活動団体との協働に関する指針」などに基づき、市民や地域による公園の維持管理を促進し、公園がコミュニティ活動の場となるような取り組みを進めます。 ●公園整備・改修時の市民ワークショップの開催 ●公園里親制度の確立 ●萌芽更新の実施
市民事業	(1)都市農業の継承 農業の継承に向け、庭先販売マップづくり、農業体験教室の開催、公園内の田んぼの運営等に取り組みます。 (2)まちづくりNPOの立ち上げ 地域での緑あふれるまちづくりの促進に向け、建築・都市計画・造園などの人材によるまちづくりNPOの組織化に取り組みます。 (3)公園里親制による管理 小公園の維持・管理などを実行する公園里親制に参加します。 (4)緑化指導の促進 事業者組合は、住宅地等の緑化や、生垣管理の講習会などを行います。



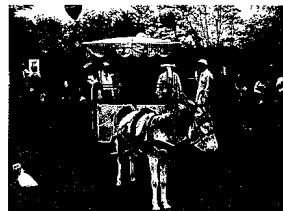
▲下の川縁地せせらぎ遊歩道公園 ▶



■環境学習やふれあいのひとコマ



▲玉川上水沿い遊歩道（福生加美上水公園）



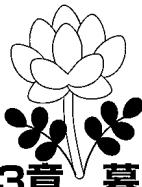
◀輝きフェスティバル



◀福祉まつり



萌芽更新のための作業 ▶
(文化の森)



3章 暮らし方の変革・地球システムへの適合

(1節) ごみの発生抑制・資源化・適正処理の推進

現状と課題－1

1. ごみの排出量等

福生市の年間のごみ排出量は、増加傾向から有料化等の取り組みにより微減傾向へと転じています。平成4年度からは資源の分別収集を開始し、平成9年度のリサイクルセンターの稼動、トレーなどの拠点回収（リサイクル推進店等）、平成11年度にステーション収集方式から戸別収集方式への変更、平成14年度からは有料化を行うなど、発生抑制や資源化への取り組みに努めてきました。また、生ごみの減量対策として生ごみ処理機器の購入補助などを実行っています。

有料化実施から1年経過した時点で、前年度と比べ、一般家庭から排出される可燃ごみは14.7%の減、不燃ごみは21.6%の減となり、資源ごみは11.8%の増量となるなど、減量・資源化は着実に進んでいます。しかし、事業系の持ち込みごみの増加、分別排出時の混入とともに手間も含め、リサイクルにかかる費用の増加なども課題となっています。

今までの段階では、ごみとなっていたものを分別することにより資源として再生利用すること、最終処分場の延命を重点に取り組んできましたが、リサイクルや焼却によるエネルギーの浪費、有害化学物質等の環境負荷も踏まえ、その前段であるごみの発生抑制などに力をいれることが大切です。このため、ごみの減量、資源の有効利用を進める行動（4R運動）¹⁾の普及や、事業者の取り組みの促進を図ることが必要です。また、環境に配慮した商品を購入するなど、買い物を通じて環境にやさしい行動をとる消費者（グリーンコンシューマー）を育成することが大切です。



1) 4R運動（よんあーる）：ごみの減量、資源の有効利用を進める行動の順序。考え方を表す頭文字。Refuse（リフューズ：ごみになるものは断る＝トレーを返す）→Reduce（リデュース：無駄なものは買わない＝めったに利用しないマイカー）→Reuse（リユース：繰り返し使う＝ビール瓶、古着、トナーカートリッジ）→Recycle（リサイクル：再生し利用する＝新聞、アルミ缶、鉄くず）の順で取り組み、そもそもの無駄をなくすことやリユースの進展により、リサイクルにかかるエネルギー消費等を減らすことが大切です。regenerat（リジェレート：再生品の利用）を加えて5Rとすることもあります。

現状と課題－2

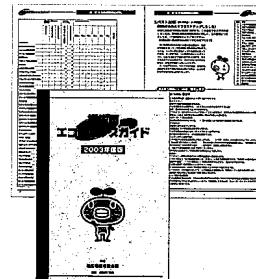
2. 資源化、ごみの処理

排出されたごみの処理は、市リサイクルセンターでの選別資源化をはじめ、可燃ごみについては西多摩衛生組合環境センターで焼却し、焼却灰、不燃残さは東京都三多摩地域廃棄物広域処分組合ニッ塚最終処分場で埋立て処理を行っています。最終処分場では焼却灰のエコセメント化などの再利用も開始され、少しでも最終処分場の延命化につながるよう努めています。

こうした中で、可燃ごみの半分を占める生ごみは、そのほとんどが水分であるため、焼却処分とすることを再考し、有機物資源として処理するシステムの構築が求められつつあります。雑紙類も現在、その多くが可燃ごみとして排出されていますが、資源化できるものの徹底した分別をはじめ、プラスチック類の適正処理及び効果的な処理システムの整備が望まれます。このため、特に生ごみの堆肥化など、地域として実施することが有効な分野について、市民、事業者の協働の中で、力を注ぎ、ごみの半減を目標に取り組んでいくことが求められます。



▲リサイクルセンター（工場）



◀福生市エコショップガイド

分別ごみと資源を考えるポスター▶
市内各小学校のみなさんの作品より

第2部 基本目標実現に向けた取り組み

基本的な考え方

市民・事業者が参加しやすい、分かりやすい手法でごみの減量化・資源化の取り組みを進めることが大切です。ごみ問題への理解をはじめ、発生抑制、適切な資源化・処分を図り、大量生産・消費・廃棄から資源循環型社会への転換を着実に進めます。

環境管理指標	現況	短期目標	中期目標	長期目標
ごみ排出量 ※資源ごみを除く	546.2g(人/日) 12,428t/年 (平成14年度)	10~20%の減	20~30%の減	50%程度の減
生ごみ堆肥化	生ごみ処理機・コンポスト補助	小規模堆肥化システムの実験	モデル地区の拡大	生ごみ処理の多様化(資源化の定着)
資源化率	31.5%	34%程度	40%程度	50%程度

各主体の役割分担

市民・市民団体等	事業者	市
市民団体等は、ごみ減量化や環境にやさしい暮らし方の定着をめざし、グリーンコンシューマー活動の普及に努めます。 市民は、ごみの減量化、分別等に努めるとともに、生ごみの堆肥化や集団資源回収、フリーマーケット等資源化へ向けた取り組みへの参加に努めます。	包装容器などの削減、リユースの拡大、リサイクルが容易な商品の開発・販売など資源循環型社会形成に向けた事業活動に努めます。	ごみ問題に関する情報提供に努めるとともに、ごみの減量化、資源化、適切な処理を進める政策を研究・実施します。 また、市民・事業者の取り組みを支援します。

第2部 基本目標実現に向けた取り組み

1. ごみの発生抑制・処理負担の適正化

目標

- ごみ問題の理解を広げるとともに、4R運動などの定着、処理負担の明確化によるごみ発生量の抑制をめざします。

取り組みの方向

市の具体的取り組み	取り組み内容
(1) ごみ問題の情報提供・行動計画の策定	ごみ問題の情報を分かりやすく提供し、関心を高めます。また、減量化に向けた行動指針づくりを進めます。 <ul style="list-style-type: none"> ●ごみ収集処理にかかる財政負担や環境情報の提供、学習機会の拡大(リサイクルセンター、焼却場、最終処分地などの見学会の拡大) ●市民・事業者・行政の協働による、ごみ減量化行動計画の策定
(2) ごみを減らす生活の呼びかけ	ごみの発生抑制のため、無駄なものは断る・買わないから始め、大切に使うこと、不要となった場合の有効利用を考慮した消費行動・事業活動を呼びかけます。 <ul style="list-style-type: none"> ●4R運動などの知識の普及、行動の呼びかけ ●生ごみの水切りの呼びかけ、エコクッキング等の情報提供 ●レジ袋使用量の削減に向けた使いやすいマイバックの普及 ●過剰包装の自粛や秤売り、ばら売りなどの販売活動の呼びかけ
(3) 排出者負担の明確化による発生抑制	家庭ごみ及び事業活動に伴う一般廃棄物処理費用の一部負担など、効果的な排出抑制につながる方法を工夫します。 <ul style="list-style-type: none"> ●ごみ減量化に有効な排出者負担政策の研究 ●持ち込みごみ(主に事業者が排出)の減量化に向けた政策の研究 ●生ごみ資源化普及時での分別生ごみ・堆肥の回収無料化の検討
(4) 拡大生産者責任に基づく事業活動への呼びかけ	ごみ減量化や資源循環に向けた、経済活動・システムへの変革について、その効果が最も高い段階での取り組みを進めます。 <ul style="list-style-type: none"> ●販売活動に伴う容器包装等の処理の協力要請(不要な容器・包装、リターナブルびん等の店頭回収の指導・呼びかけ、自販機メーカー等への容器回収ボックス設置の義務付け)

第2部 基本目標実現に向けた取り組み

市の具体的取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ●環境に配慮した小売店等のエコショップ認定、支援策の研究 ●東京都等と連携した、国に対する拡大生産者責任の強化の要望（ペットボトルの再使用化・課税、生分解製品普及、化粧品等異型ビン類の再使用化、小型家電の家電リサイクル法の適用、デポジットシステム）
	<p>(1) グリーンコンシャー マー活動の展開 エコショップガイドの発行をはじめ、環境にやさしい行動を呼びかけるための学習会や活動の展開に取り組みます。</p> <p>(2) 事業者活動のグリー ン化 事業者は、ごみの発生抑制に向けた学習会、研究会を推進します。</p>
市民事業	
	<p>▲市内小学生による資源ポスター</p>



第2部 基本目標実現に向けた取り組み

2. 資源化・適正処理のためのシステム構築

目標

- 将来的には生ごみの全量を資源として利用できるよう取り組みを進めます。
- 資源の再使用、再利用のためのシステム構築を進めるとともに、埋立てゼロを目指します。

取り組みの方針

市の具体的取り組み

- (1) 分別による資源化・危険物等適正処理の徹底
- ごみの適切な資源化・処理が行われるように、排出時点での混入を防止するため分別・収集区分を明確化します。
 - 廃棄物全般を含む分別排出のための分かりやすいガイド、マニュアルの作成・配布（一般ごみ、有害ごみの分別排出方法、回収不能ごみの引き取り事業者情報の提供、各リサイクル法関係のPR、自動車オイル交換等の専門的処理の必要性など）
 - 資源としての排出、分別排出の徹底の呼びかけ（資源ごみ：ペットボトル、ビン（色べつ）、カン、トレー、新聞、ダンボール雑紙類、古着、枝木・落ち葉・草、将来的には生ごみ堆肥など。危険物：乾電池、蛍光灯、体温計など）
 - プラスチック類の分別収集区分の拡大（資源化品目の拡大）

(2) 生ごみ資源化システムの構築

- 生ごみの焼却処理・焼却残渣埋立て処分から、資源化に向けた様々な収集・資源化等処理方法を研究し、有効利用されるよう努めます。
- 生ごみ処理機購入補助の拡大による個別処理の促進
- モデル地域での小規模堆肥化システムの実験・研究（小公園等での設備設置検討）
- 大規模堆肥化処理、バイオマスエネルギー¹⁾などの可能性調査
- 生ごみ堆肥の品質確保対策、流通先の確保、生産品のブランド化
- 小規模事業者、学校給食センターなどの食品リサイクルの促進
- 食用油リサイクルの研究

1)バイオマスエネルギー：植物等が光合成によってつくる炭水化物から油分を精製したり、微生物が有機物を分解するときのアルコール発酵やメタン発酵での燃料化、生物体を燃焼させエネルギーを得るなどがあります。以前からの薪をはじめ、近年では、生ごみの分解時のメタン発酵を利用した発電などが取り組まれています。また下水処理等での屎熱利用もそのひとつです。

第2部 基本目標実現に向けた取り組み

市の具体的取り組み	
(3) 枝木の資源化	●枝木、落ち葉・草の有効利用を図る収集方法の改善、資源化システムの推進（堆肥化、路床材化）
(4) 廃プラスチック類の利用・処理の研究	リサイクルにかかるエネルギー消費等も考慮しながら、廃プラスチック類の資源化技術の革新に応じ、再使用・再利用、熱回収などの処理方法・体系を研究し、処理方法・分別区分を改善していきます。
(5) 地域リサイクルシステムの強化	市民・事業者等による地域での再使用の促進や資源リサイクルシステムの強化に努めます。 ●店頭・拠点回収の拡充、地域の再生資源集団回収の支援 ●リサイクルセンターでの家具等リサイクルの促進、市民が利用できる修理センターの確立 ●フリーマーケット開催への支援
(6) 適正な中間処理、最終処分の推進	広域的な取り組みにより、最終処分場の延命化に取り組むとともに、有害ごみ等の処分の適正さを確保する監査に努めます。 ●焼却灰のエコセメント事業の推進などによる埋立て処理量の減量化 ●有害ごみの最終処分、リサイクル資源の処理状況の実態検証
市民事業	
(1) 生ごみ堆肥化に向けた学習活動	エコクッキングの普及や生ごみ堆肥化に向けた学習講座の開催や実験、福生有機ブランドの確立などに取り組みます。
(2) フリーマーケット等の開催	様々な団体と協力し、定期的なフリーマーケットを開催するとともに、不用品の交換情報の提供に努めます。
(3) 食品リサイクルの推進	小規模事業者の組合等により、生ごみ堆肥化に向けたシステムの研究を進めます。
(4) 事業所の資源回収の集団化	事業者は集団で資源回収に取り組みます。

第2部 基本目標実現に向けた取り組み



3章 暮らし方の変革・地球システムへの適合

(2節) 地球環境問題・公害等への取り組み

現状と課題ー1

1. 地球温暖化、エネルギー消費等

地球温暖化は、二酸化炭素などの温室効果ガスが、森林などで処理固定速度を上回り排出されることで、2100年には1.4°C～最大で5.8°Cの上昇が予測されています。その結果、海面水位の上昇（9～88cm）をはじめ、気象災害の増加、気候変動の速度に対応しきれない植生の消滅などの生態系被害、砂漠化による食料危機、マラリア等感染症の拡大など、様々な影響が予測されています。

同時に、エネルギー資源の枯渇も心配されており、石油や天然ガスも、あまり遠くない将来に無くなるといった見方が大勢となっています。

こうした状況において、地球温暖化防止等に向けた国際的な協調、地域での取り組みが進められています。福生市でも事業所として地球温暖化対策実行計画を策定しましたが、地域での省エネルギー等の呼びかけをはじめ、特に二酸化炭素の増加に直接影響し、その量が増大しつつある自動車交通に対する取り組みが求められています。

このため、省エネルギーへの転換に向けた政策形成を基本に、低公害型自動車の普及とともに、小さな市域や駅が身近にあることの条件などを生かし、自転車が多く利用されるような環境整備や公共交通の利用拡大等に向けた取り組みを進めが必要です。



▲地球温暖化を考えるポスター 市内各小学校のみなさんの作品より

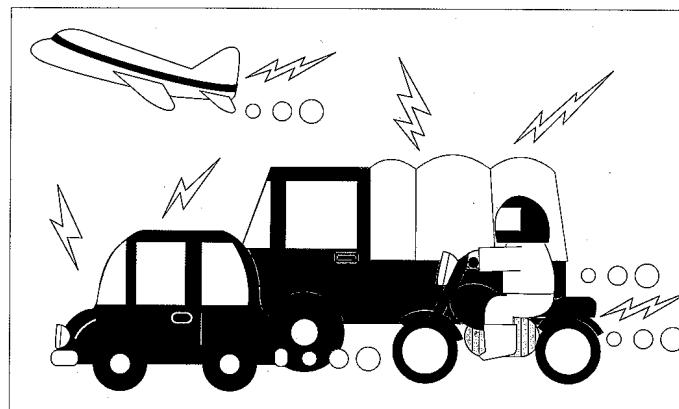
現状と課題-2

2. 公害等

高度経済成長期に深刻化した公害問題は、発生源規制をはじめとする取り組みにより改善傾向にありますが、自動車交通量は増加傾向にあることから、SPM（浮遊粒子状物質）や光化学スモッグ等の大気汚染は改善される状況とはなっていません。また、航空機・自動車騒音などは、あまり改善が見られません。なお、自動車による排ガス規制は、次第に整えつつある状況にあり、今後の推移等を踏まえ対応を考えいくことが必要です。

さらに近年には、ダイオキシン類の危険性や多様な有害化学物質¹⁾、環境ホルモン²⁾等の生体への影響なども再認識されつつあり、憂慮すべき状況となっています。

市内では、有害化学物質の漏出事故や地下水の汚染などが確認されていますが、発生源特定には困難がつきまとるとともに、環境へのごく少量の漏洩が蓄積されるといった状況であるため、効果的な対策が見出せない状況もあります。今後、科学的知見を踏まえ、観測の強化を図るとともに、効果的な指導を行っていくことが求められます。



1) 有害化学物質：「大気汚染防止法」などで、それぞれの有害物質を指定し、取扱いを規制しています。また「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（化審法）」では、難分解性、高蓄積性で慢性毒性のあるP.C.B.、D.D.T.などが第一種特定化学物質に指定され、原則的に製造・輸入が禁止されています。さらに「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（P.RTR法）」により、有害性のある多種多様な化学物質が、どれくらい環境中に排出されたか、あるいは廃棄物に含まれて事業所の外に運び出されたかというデータを把握・集計し、2003年3月から公表が始まっています。

2) 環境ホルモン：外因性内分泌からく乱化学物質。環境省の定義では、「動物の生体内に取り込まれた場合に、本来、その生体内で営まれている正常なホルモン作用に影響を与える外因性の物質」とされています。環境ホルモンと疑われている化学物質は、フタル酸エステル、ダイオキシン、ビスフェノールAなど約70～150種類といわれています。

基本的な考え方

温室効果ガス等の削減をめざし、エネルギー・交通問題への取り組みを強化します。また、公害防止をはじめ有害化学物質の環境への拡散を防ぎ、地球システムへ適合する持続可能な都市をめざします。

環境管理指標	現況	短期目標	中期目標	長期目標
温室効果ガス排出量の削減	市地球温暖化対策実行計画 3,604,880kg -CO ₂ /年	10%以上の削減 (平成19年度)	市地球温暖化対策実行計画の見直し	さらなる削減
	—	地域新エネルギー・ビジョンの策定	地域新エネルギー・ビジョンに基づく施策の展開	地域新エネルギー・ビジョンに基づく施策の展開
環境基準達成	SPM、光化学オキシダント、騒音は未達成	ディーゼルエンジン車規制等	環境基準の達成	全ての項目の達成

■各主体の役割分担

市民・市民団体等	事業者	市
市民団体等は、省エネルギー、省資源などに向けた学習、調査研究活動に努めます。 市民は、日常の生活での省エネルギー、省資源などに心がけるとともに、自動車、家電製品、住宅などの購入の際には、より環境に配慮されたものの選択に努めます。	省エネルギー、省資源型の製品開発、販売に努めるとともに、事業活動における公害防止対策の徹底、地球温暖化対策の推進に努めます。	地域の環境の状況把握に努めるとともに、公害等の防止指導を徹底します。 また、地球温暖化対策や有害化学物質等に対する施策を確立し、地域としての取り組みが進むよう努めます。

第2部 基本目標実現に向けた取り組み

1. 地球温暖化対策への取り組み

目標

- 地球温暖化対策への地域的な寄与をめざし、温室効果ガスの発生抑制に取り組みます。
- 小さなまちの特性を生かし、自転車のまちづくりを進めます。

取り組みの方向

市の具体的取り組み	(1) 地球温暖化対策の枠組みの明確化 地球温暖化対策の推進のため、市民・事業者・行政が協働し地域として取り組むことからの方針・施策を明確化します。 ●〈仮称〉福生市地域新エネルギービジョンの策定 ●福生市地球温暖化対策実行計画に基づく取り組みの推進 ●都と協力した環境税等の研究促進
市の具体的取り組み	(2) 省エネルギー・省資源の促進、クリーンエネルギーへの転換 地球温暖化対策等に結びつく省エネルギー活動の促進に向け、情報提供、実践的学習機会の拡充、省エネ機器・住宅の普及に取り組みます。 ●省エネルギー行動や節水の実践・クリーンエネルギーの活用に向けた呼びかけ（省エネ行動ガイド・環境家計簿等の普及、省エネ住宅・機器、都光害指針、ESCO事業等）の情報提供 ●クリーンエネルギーの活用支援、省資源への支援（太陽光発電等自然エネルギーの活用支援、一般住宅用雨水貯留タンク設置助成の検討） ●環境まちづくりのシンボルとなる市役所の整備（太陽光発電、燃料電池、雨水利用施設などのモデル的設備の設置） ●横田基地での二酸化炭素排出量削減に向けた国への要請 ●フロン類の適正処理の指導
市の具体的取り組み	(3) 自動車公害対策・低公害型自動車の普及 自動車交通による大気汚染物質、温室効果ガスの排出を低減するため、自動車依存の削減や低公害型自動車の普及に取り組みます。 ●自動車利用の適正化（ノーカーデー・アイドリングストップ等の呼びかけ。事業所での自動車利用の抑制対策、公共施

1) ESCO事業：「エネルギー・サービス・カンパニー」（Energy Service Company）の略称です。企業の省エネルギー対策を総合的に支援する事業のこと。例えば、企業のオフィスや工場のエネルギー使用状況を診断し、電力の使用量や二酸化炭素の排出量を削減できる機器の導入を提案し、省エネ効果が出た場合、契約企業が削減できたエネルギーコストの一割をESCO事業者に支払う仕組みです。三鷹市など自治体でも導入しています。

第2部 基本目標実現に向けた取り組み

市の具体的取り組み	<ul style="list-style-type: none"> 設駐車場の有料化検討、車共同利用の研究) ●低公害型自動車の普及（東京都ディーゼル自動車規制、国工コカ一税制のPR。市所有自動車の低公害車への転換促進、LNGスタンドの設置に向けた基盤整備の研究、低公害車・軽自動車への乗り換え促進対策の研究）
(4) 自転車のまちづくり	<ul style="list-style-type: none"> 自動車依存から自転車使用の促進をめざし、レンタサイクルシステムの構築など自転車のまちづくりの条件整備に取り組みます。同時に放置自転車対策を強化します。 ●レンタサイクルシステムの需要調査（市民参加による社会実験の実施） ●運営方法の研究（先進事例、運営形態、搬送システム、利用促進を図るエコスタンプ等の研究） ●自転車レーンの確保や駐輪場の設置など基盤整備の促進（JR等と協力した駐輪場の確保）
(5) 公共交通機関の利用促進	<ul style="list-style-type: none"> 市内交通需要の転換を図るために、自転車使用の促進に加え、鉄道・バス等の公共交通機関の利用促進に取り組みます。 ●市内循環バスの運行（路線調査、運行形態などの調査・研究） ●鉄道駅開設に向けたJRへの要請（八高線新駅の開設要請）

市民事業	<ul style="list-style-type: none"> (1) 地球温暖化対策等の活動展開 省エネルギー・省資源やクリーンエネルギーの利用など、市民の立場から行う活動に取り組みます。
市民事業	<ul style="list-style-type: none"> (2) 省エネルギー・新エネルギー機器の普及活動 省エネルギー・省資源やクリーンエネルギーの普及など、事業者の立場から情報提供・相談等に取り組みます。

1) カーシェアリング：複数の個人や企業が自動車を共同で利用（シェアリング）すること。公共交通手段の整った都市において、自分の車を持たずに必要な時に使用目的に合った車を自家用車と同じように手軽に共同利用するシステムです。1980年代の後半に交通問題解消と環境保護運動のためスイスで考案され、1990年代に入ってから欧州で急速に普及しています。

第2部 基本目標実現に向けた取り組み

2. 公害防止・有害化学物質対策

目標

- 環境基準の達成をめざすとともに、有害化学物質等の適切な管理を促します。

取り組みの方向

市の具体的取り組み

(1) 公害防止対策の推進

各環境状況の観測・調査により実態を把握し、対策の基礎とするとともに、原因者への指導の徹底、市民・事業者への啓発を行います。

- 大気汚染防止対策の推進（大気汚染状況の測定調査、自動車排出ガス測定調査、自動車交通量調査、酸性雨測定調査の実施、自動車排気ガス削減対策の実施、大気汚染防止指導・啓発の強化、ガソリン揮発防止指導）
- 水質汚染・地下水汚染・土壤汚染防止対策の推進（河川水質・地下水・土壤汚染調査の実施、指標生物の設定、汚染防止指導・啓発の強化、国に対する横田基地での観測強化の要請）
- 地盤沈下防止対策の推進（地下水位調査の実施、国に対する横田基地揚水量低減への要請）
- 騒音・振動防止対策の推進（国に対する横田基地航空機騒音・サイレン騒音防止・防音設備等の対策の要請、低騒音舗装の検討・要請、暴走族等の取り締まり強化要請）
- その他生活環境悪化防止対策の推進
- 市民による環境実態調査への支援

(2) 有害化学物質対策の推進

少量でも市民の健康への悪影響、生態系のかく乱につながる有害化学物質の環境への拡散防止に取り組みます。

- ダイオキシン類・有害化学物質などの調査
- 取扱い事業所への指導
- シックハウス・スクールなど調査
- 有害化学物質の情報提供

第2部 基本目標実現に向けた取り組み

市民事業

(1) 有害化学物質情報等の提供

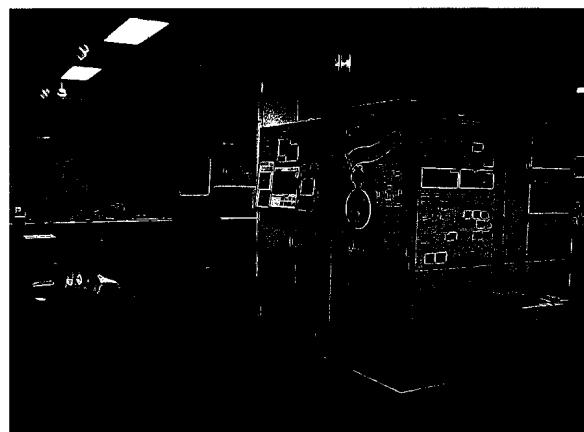
- 食品や家庭で使用する有害化学物質などについて先進的・予防的な取り組みの情報の収集・提供に努めます。



■福生環境市民会議の活動のひとコマ



▲福生環境シンポジウム（平成14年11月17日）
基調講演「世界の川を旅する」野田知祐氏
パネルディスカッション「市民活動と環境まちづくり」



■環境学習プロジェクト“たんけん・はっけん・ほっとけん講座”

